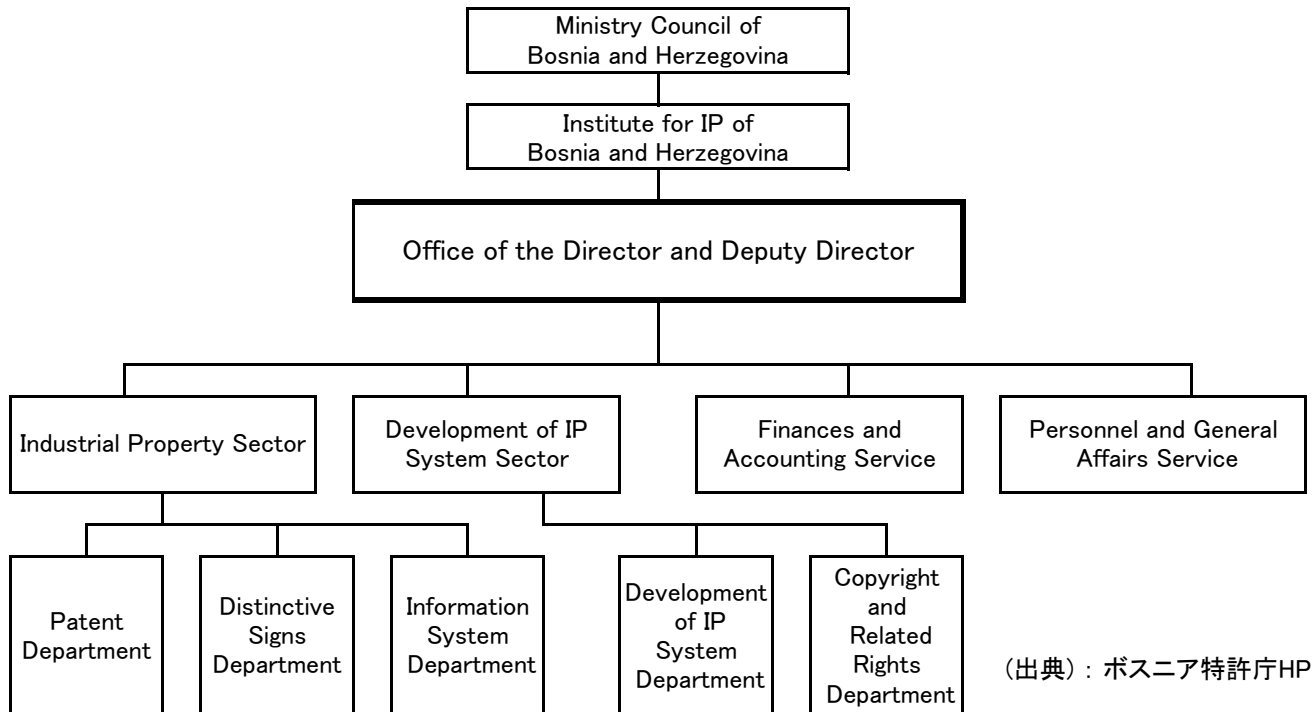


①国名	Bosnia and Herzegovina (BA) (ボスニア・ヘルツェゴビナ)				
②名称	Institute for Intellectual Property of Bosnia and Herzegovina				
③所在地	Kneza Domagoja bb. 88000 Mostar				
④連絡先	(電話) (387 36) 33 43 82 / 33 43 81 (FAX) (387 36) 318420 (E-mail) info@ipr.gov.ba / mostar@ipr.gov.ba (internet) www.ipr.gov.ba				
⑤組織の長	Director : Mr. Josip MERDZO				
⑥沿革	(1) 1992年まで、ボスニア・ヘルツェゴビナは、旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の一部(6つの共和国の1つ)を形成していた。1992年3月1日にボスニア・ヘルツェゴビナは、ユーゴスラビアから離脱して独立を宣言し、現在の独立国家となった。 (2) ボスニア・ヘルツェゴビナは、2002年2月に議会を通過し、2002年8月28日に施行された新しい産業財産権法を有している。この法律は、欧州法、TRIPS協定、及び1996年7月5日の標章の国際登録に関するマドリッド協定に沿うものとなっている。				
⑦所管	特許、意匠、商標、原産地表示、半導体集積回路の回路配置の保護				
⑩加盟条約	WIPO 1992/3/1	ベルヌ 1992/3/1	ブリュッセル 1992/3/6	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 2013/6/22
	ナイロビ(オリンピック) 2-12/2/24	パリ 1992/3/1	PLT 2012/5/9	レコード保護 2009/5/25	ローマ 2009/5/19
	シンガポール	TLT 2006/12/22	ワシントン	WCT(著作権) 2009/11/25	WPPT(演奏及びレコード) 2009/11/25
	ブタペスト 2009/1/27	ヘーグ ロンドンアクト		ジュネーブアクト 2008/12/24	リスボン 3013/7/4
	マドリッド(標章) 1992/3/1	マドプロ 2009/1/27	PCT 1996/9/7	ロカルノ 1992/3/1	ニース 1992/3/1
	ストラスブール 2009.10.27	ウィーン 2012/4/19	WTO		

①国名	Bosnia and Herzegovina (BA) (ボスニア・ヘルツェゴビナ)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	99	96	59	55
		(内 外国出願)	12	12	14	5
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)		7	5	8
	意匠	全数	270	232	244	240
		(内 外国出願)	241	212	224	206
		(内 日本から)	1	5	2	1
	商標	全数	3,673	3,785	3,577	3,407
		(内 外国出願)	3,384	3,424	3,203	3,086
		(内 日本から)	57	55	47	51
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	4	5	2	18
		(内 外国出願)	4	5	2	16
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	4	5	2	15
	意匠	全数	248	186	256	223
		(内 外国出願)	234	166	235	203
		(内 日本から)	7	2	4	1
	商標	全数	4,251	4,024	3,572	3,465
(内 外国出願)		4,047	3,822	3,465	3,246	
(内 日本から)		80	63	66	43	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

〈組織図〉 特許庁は、外国貿易経済関連省(Foreign Trade and Economic Relations)の下部機関である。



①国名	Bosnia and Herzegovina (BA) (ボスニア・ヘルツェゴビナ)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2011年1月1日施行(2002年工業所有権法を改正する2010年特許法)
	③地理的効力の範囲	ボスニア国内のみ (特許法第2条)
	④他国制度との関係	EPO加盟拡張予定国 (特許法第84条(1))
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第12条(1)、(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ボスニアに非居住の出願人は、ボスニア国内に通信の連絡先を届けなければならず、公認の代理人を選任しなければならない。(特許法第16条(3))
	⑦出願言語	公用後語(ボスニア語、セルビア語、クロアチア語) (特許法第19条(1)、(2))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(特許法第55条(1))、 合意的特許(Consensual Patent)は、出願日から10年(特許法第55条(2))。
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第8条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド*	有。次の2つのケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 公の又は公認の国際博覧会における展示による発明の開示。 (2) 出願人又は前権利者に対する明らかな権利の濫用による発明の開示。 (特許法第9条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創作物 (3) 精神的な行為、遊戯の遂行又は事業活動の運営の計画、規則又は方法 (4) コンピューター・プログラム (5) 情報の提示 (以上、特許法第6条(6)) (6) 動植物の品種、及び動植物の生産のための本質的に生物学的方法 (7) 人体(成長の段階を問わず)、及び遺伝子の配列又は部分配列を含み、人体の要素の単なる発見 (8) 人間又は動物の体に直接施される診断、外科的治療又は処置の方法 (9) 公序良俗に反する発明。人間のクローニング方法、人間の胚の遺伝子の固有性を変更する方法、人間の胎芽の工業的、商業的目的の利用、人又は動物に実質的な医薬上の利益のない、動物を苦しめる恐れのある動物の遺伝子の固有性を変更する方法、及び同方法によって生じる動物。 (以上、特許法第7条(1)、(4))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第39条(1))
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願公開の日から6月以内に請求しなければならない。 (特許法第38条(1)、(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。法的紛争、又は税関手続き上必要な場合には、出願人が早期審査を請求することができる。 (特許法第17条(3)、(4))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第37条(1))
	⑯異議申立制度の有無	有。実体審査を繰延べて無審査で付与される特許(Consensual Patent)については、何人も公告の日から6月以内に異議申立を行うことができる。 (特許法第42条(1))
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は、何時でも無効審判を請求することができる。 (特許法第93条)
	⑱実施義務	有。特許発明の効果的かつ真摯な実施の準備がない場合、出願日から4年又は特許付与日から3年の何れか遅く満了する機関の経過後、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第79条(1)、(2))

①国名	Bosnia and Herzegovina (BA) (ボスニア・ヘルツェゴビナ)	
⑱費用 単位 BAM (ボスニア ヘルツェ ゴビナ・マルカ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	105 BAM(10クレームまで) 4 BAM(10超の各クレームにつき)
	発行料	15 BAM
	[特許権維持に掛かる費用]	
	1年次	55 BAM 6年次 132 BAM
	2年次	65 BAM 7年次 159 BAM
	3年次	80 BAM 8年次 186 BAM
	4年次	98 BAM 9年次 228 BAM
	5年次	110 BAM 10年-20年次 330 BAM(各年につき)
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が発明者である場合には、出願料が50%に減額される。
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Bosnia and Herzegovina (BA) (ボスニア・ヘルツェゴビナ)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2011年1月1日施行(2002年工業所有権法を改正する2010年意匠法)
	③地理的効力の範囲	ボスニア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人 (意匠法第8条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ボスニアに非居住の出願人は、ボスニア国内に通信の連絡先を届けなければならない。公認の代理人を選任しなければならない。(特許法第14条(2))
	⑦出願言語	公用後語(ボスニア語、セルビア語、クロアチア語)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に、5年ずつ4回延長できる。(最長25年) (意匠法第50条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第4条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。 (1) 創作者、承継人又はこれらの者から知得した第3者による意匠の創作の開示。この場合、期間は開示日から12月である。(意匠法第7条(3)) (2) パリ条約同盟国又はWTO協定加盟国で国際博覧会条約にしたがって開催された博覧会への出展による意匠の創作の開示。この場合、期間は博覧会の開催の日から3月である。(意匠法第25条(1))
	⑪不登録対象	(1) 物品の技術的機能によってのみ定まる意匠 (2) 他の物品と機械的に連結されて所要の昨日が果たされるようにするために専ら同一の形状及び寸法で複製されなければならない意匠(モジュラーシステムの物品の場合を除く) (以上、意匠法第9条) (3) 意匠の定義(意匠法第2条c)に該当しない意匠 (4) 公序良俗に反する意匠 (5) 外国の紋章等、国や政府機関の名称もしくは略称、又はそれらの模倣を含む意匠(当局等の承認を得ている場合を除く) (6) 国々その機関、州もしくは地方の名称、略称、紋章、旗、又はこれらの模倣を含む意匠(当局等の承認を得ている場合を除く) (以上、意匠法第10条) (7) 新規性又は独創性に欠ける意匠 (8) 他人の著作権、その他の産業財産権を侵害する意匠 (9) 特定人の肖像を複製した、又は含む意匠(本人の同意を得ている場合を除く) (10) 国家の尊厳又は宗教的感情を害する恐れがある意匠 (以上、意匠法第11条(1))
	⑫実体審査の有無	有。絶対的な拒絶理由(意匠法第10条)に関する実体審査が行われる。 (意匠法第33条、第10条) なお、相対的な拒絶理由(意匠法第11条)については、異議申立(意匠法第38条)を待って審査が行われる。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。法的紛争、又は税関手続き上必要な場合には、出願人が早期審査を請求することができる。 (意匠法第29条(2)、(3))
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。

①国名	Bosnia and Herzegovina (BA) (ボスニア・ヘルツェゴビナ)	
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ボスニアは、ロカルノ条約に加盟済み) (意匠法第18条(2))
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、意匠出願は審査を経た後、実体審査で拒絶されたものを除き、公告(公開)される。
	⑳秘密意匠制度の有無	無
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も公告の日から3月以内に異議申立を行うことができる。この場合、申立の理由は相対的拒絶理由(意匠第11条)に限られる(特許法第38条(1)、(2)) なお、絶対的拒絶理由(意匠第10条)については、利害関係人は異議申立ではなく、所見書を提出することができる(所謂、情報提供制度の一種。意匠法第37条)。
	㉒無効審判制度の有無	有。意匠権の存続期間中、利害関係人は何時でも無効を請求することができる。 (意匠法第72条(1))
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 BAM (ボスニア ヘルツェ ゴビナ・マルカ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	㉕料金減免措置の有無	

①国名	Bosnia and Herzegovina (BA) (ボスニア・ヘルツェゴビナ)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2011年1月1日施行(2002年工業所有権法を改正する2009年商標法)
	③地理的効力の範囲	ボスニア国内のみ (商標法第1条(1))
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標、照明商標 (商標法第2条(1)、(2)、(4))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、色彩商標 (商標法第4条(2))
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人)又は承継人 (商標法第5条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第6条(c))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ボスニアに非居住の出願人は、ボスニア国内に通信の連絡先を届けなければならず、公認の代理人を選任しなければならない。(商標法第12条(2))
	⑪出願言語	公用後語(ボスニア語、セルビア語、クロアチア語) (商標法第15条(3)(c))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第66条(1))
	⑬グレースピリット	次の事項が規定されている。 ・パリ条約加盟国又はWTO協定加盟国で国際博覧会条約に従って開催された公の又は公認の国際博覧会への展示による開示。この場合期間は、博覧会の開催の日から3月。 (商標法第21条(1))
	⑭不登録対象	(1) 貴重な金属、数量又はこれらと同等のものを表示する印、印紙及び公的標識の標章(商標法第3条) (2) 公序良俗に反する標章 (3) 図形的に表示できない標章 (4) 同一の商品又は役務についての先登録商標又は先行出願の標章と同一の標章 (5) 出願されている商品又は役務の取引上において、その全体の外見によってはそれら商品又は役務を識別することができない標章 (6) 商品取引において、商品又は役務の種類、質、目的、価値、製造日、製造方法、その他の性質を示すために用いられる標章、又は表示のみからなる標章 (7) 日常的に慣用されている言葉になっているか、特定の種類の商品又は役務を示すために取引上確立された実務になっている標識又は表示のみからなる標章 (8) 専ら商品の性質によって定まる形状、特定の技術的結果を達成するために必要な商品の形状、又は商品に実質的な価値を与える形状を表現した標章 (9) その外見又は内容によって商品又は役務の出所、酒類、質、その他の特性について公衆を欺瞞するおそれがある標章 (10) 質の管理又は保証を示す公的標識を含むか、その模倣である標章 (11) 国家その他の紋章、旗等、国又は政府間機関の名称又は略称を含むか、又はそれらの模倣である標章(管理当局の承諾がある場合を除く) (12) ボスニア・ヘルツェゴビナ又はその地域の名称、略称、紋章、旗、その他の公的な標識を含む標章(管理当局の承諾がある場合を除く) (13) 国又は宗教の象徴を表すか、又は模倣する標章 (14) ぶどう酒又は蒸留酒について、その産地の生産ではないものに、それらを用いた標章 (以上、商標法第6条(1))
	⑮防護標章制度の有無	無。

①国名	Bosnia and Herzegovina (BA) (ボスニア・ヘルツェゴビナ)	
⑯周知商標制度の有無	有。	(商標法第7条(1)(b))
⑰一出願多区分制度の有無	有。	(商標法第15条(2))
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	絶対的な拒絶理由(意匠法第6条)に関する実体審査が行われる。 (商標法第29条、第6条) なお、相対的な拒絶理由(意匠法第7条)については、異議申立(商標法第35条)を待って審査が行われる。
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。	法的紛争、又は税関手続き上必要な場合には、出願人が早期審査を請求することができる。 (商標法第25条(2)(a))
㉑出願公開制度の有無	無。	出願公開制度ではないが、商標出願は審査を経た後、実体審査で拒絶されたものを除き、公告(公開)される。 (商標法第33条)
㉒異議申立制度の有無	有。	何人も公告の日から3月以内に異議申立を行うことができる。この場合、申立の理由は、相対的拒絶理由(商標法第7条)に限られ(特許法第38条(1)、(2)) なお、絶対的拒絶理由(商標法第6条)については、利害関係人は異議申立ではなく、所見書を提出することができる(所謂、情報提供制度の一種)。(商標法第34条)
㉓無効審判制度の有無	有。	意匠権の存続期間中、利害関係人は何時でも無効を請求することができる。 (商標法第69条(1))
㉔不使用取消制度の有無	有。	5年。継続して5年以上の不使用の場合は、利害関係人は不使用取消を請求することができる。 (商標法第71条(1))
㉕商標分類		国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。(ボスニアは、ニース協定に加盟済み) (商標法第15条(3)(c))
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。	商標権は、別段の取決めをした場合を除き、営業と同時でなければ譲渡することができない。 (商標法第58条(1))
㉘費用 単位 BAM (ボスニア ヘルツェ ゴビナ・マルカ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料	[商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料
㉙料金減免措置の有無		